

項番	改定前	改定後
1	三井住友銀行のファクシミリサービス利用規定（2024年6月改定）	三井住友銀行のファクシミリサービス利用規定（2026年6月改定）
2	<p>1. 三井住友銀行(以下、「当行」という)のファクシミリサービス</p> <p>(1) 連絡サービスの自動受信方式の場合、当行は契約者指定のFAX番号をコールし、自動的に送信します。</p> <p>(2) 連絡サービスの手動受信方式の場合、契約者指定のファクシミリを受信状態に切替えた方の指示により送信します。</p> <p>(3) 使用できるFAX番号は、「三井住友銀行のファクシミリサービス申込書兼手数料引落依頼書(以下、「申込書」という)」にて届出のFAX番号に限ります。</p> <p>(4) 当行所定の申込、その他の手続を行った法人または個人事業主につき、当行がファクシミリサービス(以下、「本サービス」という)の利用を承諾し所定の手続(以下、かかる手続が完了した法人または個人事業主を「契約者」という)を行い、本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間において三井住友銀行のファクシミリサービス利用規定(以下、「本規定」という)が適用されるものとします(なお、契約者および当行間において締結される本規定に基づく本サービスの利用に関する契約を、以下、「本契約」という)。</p>	<p>1. 三井住友銀行(以下、「当行」という)のファクシミリサービス</p> <p>(1) <b>ファクシミリサービスの内容</b>  <b>本サービスとは、契約者の占有・管理する端末(以下「端末」という。)を用いた依頼に基づいて行う以下の各サービスをいうものとします。</b>  銀行からお客さま届出のFAX番号へ自動的に明細を送信するサービス(以下「連絡サービス」という。)  ファクシミリサービスセンターへ照会し、明細を取得するサービス(以下「照会サービス」という。)  振込・振替手続(以下「振込・振替サービス」という。)</p> <p>(2) 連絡サービスの自動受信方式の場合、当行は契約者指定のFAX番号をコールし、自動的に送信します。<b>連絡サービスの手動受信方式の場合、契約者指定のファクシミリを受信状態に切替えた方の指示により送信します。</b></p> <p>(3) <b>ファクシミリの機種はGモードのファクシミリ、Gモードの場合は、Gモードへ対応しているファクシミリをご利用ください。回線は公衆回線をご利用ください。ご利用環境は通知なく変更する可能性があるため、最新の動作環境をご確認ください。</b></p> <p>(4) 使用できるFAX番号は、「『三井住友銀行のファクシミリサービス申込書兼手数料引落依頼書』または『三井住友銀行のファクシミリサービス変更・解約申込書兼手数料引落依頼書』(以下、「申込書」という)」にて届出のFAX番号に限ります。</p> <p>(5) 当行所定の申込、その他の手続を行った法人または個人事業主につき、当行がファクシミリサービス(以下、「本サービス」という)の利用を承諾し所定の手続(以下、かかる手続が完了した法人または個人事業主を「契約者」という)を行い、本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間において三井住友銀行のファクシミリサービス利用規定(以下、「本規定」という)が適用されるものとします(なお、契約者および当行間において締結される本規定に基づく本サービスの利用に関する契約を、以下、「本契約」という)。</p>
3	<p>3. 本人確認手続</p> <p><b>連絡サービスの暗証番号方式および照会サービスについて</b>当行で受信した暗証番号が別途申込書にて届出の暗証番号と一致した場合には、当行は応答した方を契約者とみなして回答します。</p>	<p>3. 本人確認手続</p> <p>照会サービスについて当行で受信した暗証番号が別途申込書にて届出の暗証番号と一致した場合には、当行は応答した方を契約者とみなして回答します。</p>
4	(新設)	<p><b>7. 当行からの連絡が不能となった場合</b></p> <p>(1) <b>契約者の端末が話中または無応答等、当行から明細の連絡が不能の場合は明細の連絡は行いません。また、当行の定める期間にわたり連絡が不能の場合は、事前に通知することなく連絡サービスを停止し、以後発生した明細に関しても連絡は行いません。</b></p> <p>(2) <b>当行の責めに帰すべき事由によらず前項により連絡サービスを停止した場合でも取扱手数料をいただきます。前項により停止した連絡サービスを再開する場合は当行所定の手続きが必要です。</b></p>
5	<p>7. 解約等</p> <p>(3) <b>サービス中止事由</b></p> <p>契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本契約の効力の全部または一部を<b>中止</b>することができるものとします。</p> <p>3ヵ月以上にわたり取引情報サービスの利用がない場合</p> <p>契約者が当行との取引約定に違反した場合等当行が<b>サービス中止</b>を必要とする相当の事由が生じた場合</p>	<p>8. 解約等</p> <p>(3) <b>サービス停止事由</b></p> <p>契約者に以下の各事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本契約の効力の全部または一部を<b>停止</b>することができるものとします。</p> <p>3ヵ月以上にわたり取引情報サービスの利用がない場合</p> <p>契約者が当行との取引約定に違反した場合等当行が<b>サービス停止</b>を必要とする相当の事由が生じた場合</p>
6	第7条 ～ 第13条	第8条 ～ 第14条(条番号の繰り下げ)